

建築士事務所に所属する建築士は3年ごとに「定期講習」の受講が必要です！

建築士事務所に所属する建築士は、建築士法により定期講習を受講することが義務付けられており3年ごとの受講が必要です。未受講である建築士は懲戒処分の対象となります。

(受講期限の考え方)

受講経験あり：前回受講の翌年度開始日（4月1日）から起算して3年以内に受講が必要。

※前回受講から3年経過後に事務所に再所属した場合は、遅滞なく受講することが必要。

受講経験なし：建築士試験合格の翌年度開始日から起算して3年以内に受講が必要。

※合格から3年経過後に事務所に所属した場合は、遅滞なく受講することが必要。

(県内の定期講習開催機関)

熊本県建築士会	096-383-3200	熊本県建築士事務所協会	096-371-2433
日建学院 熊本校	096-241-8880	総合資格学院 熊本校	096-212-6811
E R I アカデミー	096-211-2130		

建築士事務所の開設者は毎年「業務報告書」の提出が必要です！

建築士事務所の開設者は、事業年度終了後3か月以内に「設計等の業務に関する報告書（業務報告書）」を提出するように義務付けられており、毎年提出が必要です。未提出の場合は懲戒処分の対象となります。

提出先：一般社団法人熊本県建築士事務所協会

〒862-0976 熊本市中央区九品寺4-8-17 熊本建設会館別館2階

提出様式：同協会のホームページから取得できます。

紙で必要な場合は同協会（096-371-2433）にお尋ねください。

※事業年度終了後3か月を経過しているにもかかわらず業務報告書を提出していない場合は、速やかに提出してください。

※事業年度内に設計・工事監理等の業務を行っていない場合でも提出が必要です。

建築士事務所登録の更新を忘れていませんか？

建築士事務所の登録の有効期間は5年間です。有効期間満了後も引き続き業務を行う場合は、有効期間が満了する30日前までに熊本県建築士事務所協会へ更新登録申請を行ってください。登録の更新をせずに建築士事務所としての業務を行った場合は懲戒処分の対象となります。